

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年4月8日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GIグレード 0件
2. GIIグレード 0件
3. GIIIグレード 5件

| NO. | 号機等 | 不適合事象 | 備考 |
|-----|-----|---|----|
| 1 | 1号機 | 碍子汚損検出器補給水弁操作スイッチが「自動」位置であるべきところ、「切」位置となっていることを確認した。当該事象の原因を調査。 | |
| 2 | 2号機 | 復水浄化系再循環弁の駆動部よりグリースの滴下を確認した。当該部を点検・修理。 | |
| 3 | 4号機 | 所内低電圧回路用動力電源盤動力変圧器において二次電流の微小変動を確認した。当該事象の原因を調査し修理。 | |
| 4 | 4号機 | 原子炉再循環系可変周波数電源装置(B)の故障を示す警報を確認した。当該事象の原因を調査し修理。 | |
| 5 | その他 | 荒浜側洗濯乾燥機(A)下部に水たまり(汚染なし、10~20cc程度)を確認した。当該乾燥機を点検・修理。 | |